

2012年1月19日

この数週間間に多くの憶測や噂が伝えられ、それに対して弊社から具体的で意義のある情報をご提供することができずにおりました。すでにお聞き及びかと存じますが、このたび、米国イーストマン・コダック社及びいくつかの米国内の子会社は、米国連邦破産法第11章（日本の民事再生法に相当）の再建手続を申し立て致しました。これは米国内外における手元流動性を確保し、非戦略的な知的財産権を現金化すると共に、過去の経緯に関わる債務を公正に見直し、会社として最も価値のある事業に集中するというを目的としております。

今回の再建手続の対象は米国イーストマン・コダック社及びいくつかの米国子会社のみとなります。日本を含む米国外のコダック各社はいずれもこの申し立ての対象とはなっており、弊社の日本における全てのオペレーションに関しては、通常どおり行ってまいります。

つきましては、引き続き貴社とのお取引を継続させていただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。また本件に関しましては順次最新情報をお知らせしてまいります。

ご質問やご懸念の事項がございましたら、ご遠慮なく弊社担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

日頃からのサポートとご愛顧に感謝申し上げます。



イーストマン・コダック社
アジア パシフィック地域
マネージング ディレクター
ロイス レページ